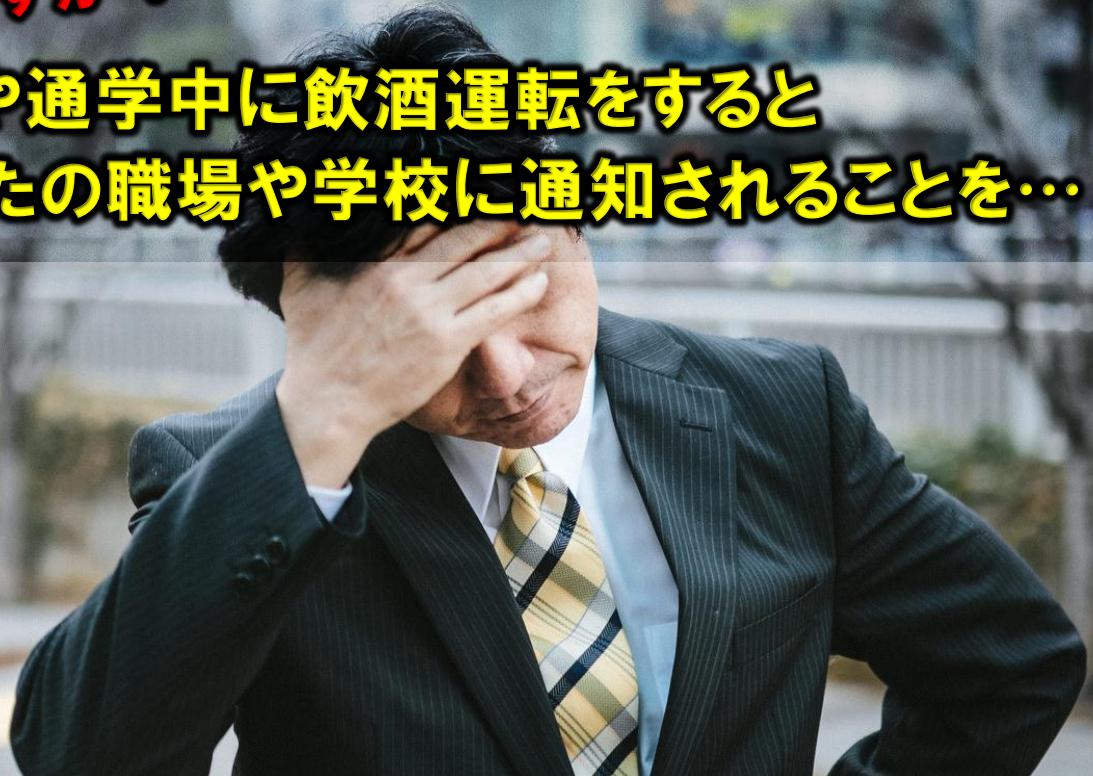


ご存知ですか？

通勤中や通学中に飲酒運転をすると
あなたの職場や学校に通知されることを…



福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第16条

公安委員会は、違反者の飲酒運転が通勤又は通学の途上であったときは、違反者の通勤先又は通学先である事業者にその旨を通知する。

あなたの飲酒運転を、職場や学校に通知する旨を定めています。

「会社や学校にバレたくない…。」
そう思うなら、タクシーや運転代行の利用を！

事業者の皆様も

- 従業員や学生が飲酒運転しないための教育
- 従業員等が車を運転する前のアルコールチェックなど

従業員等が飲酒運転をしないための働きかけに
ご協力ください！

